

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和4年9月28日(水)
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	平向真也教育次長兼教育総務課長、杉沼一史学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、9月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を9月28日、1日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が奥山京子委員と栗田正人委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和4年8月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

(1) 令和4年9月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

(教育長)「令和4年9月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。一般質問6名のうちの3名の方から、教育に関わる質問をいただきました。

小嶋富弥議員から、「全国学習状況調査の結果が公表され、山形県の平均正答率を拝見したが、新庄市の調査結果はどうであったか」という質問をいただきました。その質問に対し、昨年度は小学校算数を除き、他は全国平均を上回っていたが、今年度の結果は、小学6年生の国語、算数については下回る、理科は上回る、中学3年生については、国語、理科は下回る、数学は大きく下回る結果になった。学習状況調査については、昨年度に引き続き地域行事の関心は全国や県の平均より非常に高く、市が進める『ふるさと学習』でふるさと新庄の文化や歴史などについて関心を高め、主体的に学んでいる成果と捉えている。一方で、小中学校ともに平日2時間以上家庭学習をする子どもの割合が低く、ゲームやSNSに長い時間を費やす割合が高く、家庭学習のあり方や生活リズムに課題があることが明らかになった。このことを真摯に受けとめ、学習指導要領で求められている

資質・能力を育てる学習活動が行われているかを改めて評価しながら読解力の向上に努め、家庭学習のあり方についても見直しながら、全職員で学力向上に向けて取り組むよう指導していきたい」と答弁させていただきました。次に、「公立中学校の休日の部活動を地域に移行するという提案があり、部活動の地域移行を行うスケジュール等の推進計画が求められているが、これらに対する市教育委員会としての見解を伺いたい。」という質問をいただきました。これに対し、「本市では、県の部活動改革方針を受け、休日部活動の地域移行について、現在検討を進めている。進捗状況については、本年6月に市内各校にアンケート調査を行い、休日の部活動が地域に移行した際の各校それぞれの部活動の受け皿として考えられる団体や、移行に際して課題と思われる事項について取りまとめを行った。また、今月初めに各競技団体に対して、休日部活動の受け入れの対応が可能か等のアンケートを行い、現在回収中である。9月中には小学4年生以上の児童生徒、その保護者、教職員に対して、部活動に関するアンケート調査を行う。その結果を踏まえながら、休日部活動の地域移行検討委員会を発足し、検討していく予定である」とお答えさせていただきました。次に、「9月24日、観光大使の今村翔吾氏の『今村翔吾のまつり旅』のゴールに新庄まつり山車とお囃子での歓迎を含め、どのように、お迎えするのか。」という質問をいただき、これに対し、「6月に市民委員も入った歓迎プロジェクト委員会を立ち上げ検討を重ね、時には今村先生にもリモートで会議に参加していただき様々な提案をいただいた。その内容については、議員の皆様にもご案内させていただいたが、8月29日に市報やホームページ、SNSを通じて市民の皆様をはじめ、県内図書館などに一斉にリリースするとともに、報道機関を通して全国に情報発信をした。具体的には、9月24日、最上中央公園内『すぽーていあ』を会場に『今村翔吾のまつり旅 ザ・ファイナル イン 新庄』を開催し、第1幕と第2幕の2部構成になる。第1幕は、今村先生のアイデア満載の内容となっている。第2幕は、まつり旅の報告会や今村先生が移動中に執筆活動をされてきた『たびまる号』の市への贈呈式などの内容となっている。その際、今村先生が書いた『羽州ぼろ鳶組』を題材にして制作した山車を展示する予定である」とお答えしました。

山科春美議員から、「小中学生のICT普及の実態と情報モラル教育をどのように行っているか」というご質問をいただきました。これに対し、「ICT機器の所有率は、パソコンやゲーム機を含め小学校で81%、中学校で90%になっている。インターネットの利用率については学校での使用を含めるとほぼ100%である。令和4年度に行った全国学力学習状況調査のアンケートの結果によると、平日にスマートフォン等によるSNSや動画視聴を1日30分以上行っている割合は小学校6年生で64.7%、中学校で87.8%である。ゲームでの使用や学習に利用している場合を加えると、さらに大きい割合になる。次に、SNSに関するトラブルはどのくらい起きているのかについて、今年度7月に実施した、いじめ・長期欠席・学校経営・虐待実態調査によると、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを言われる」と答えた子どもは、中学校で7件あり、中学校で認知したいじめ全体の2割にあたる。また、スマートフォンの依存や心身への悪影響が見られるかについて、SNSや動画視聴を平日に3時間以上行う割合は、小学校で17.8%、中学校で37.6%であった。学校からは、寝不足な子どもや、ゲームを禁止することでイライラする子どもがいるなど、依存傾向が心配される報告もある。また、家庭の中で、スマートフォンを見て過ごす割合が大きくなるにつれて、家族との会話の時間や学習時間、読書の時間が少なくなり、豊かな感性の醸成や、学力向上への影響も懸念されている。続いて情報モラル教育についてだが、道徳の授業でインターネットでの個人情報扱いやSNSでのやりとりにおけるマナーなどを学習している。今年度から各校に派遣しているICT支援員へ依頼し、児童への情報モラル研修を行った学校もある。さらに、最上教育事務所の

青少年指導担当やエリアスクールソーシャルワーカーにより、児童生徒や教職員、保護者を対象としてネットいじめの対応等について指導・助言をいただいている。今後の課題としては、児童生徒がネットトラブルを自分の身近にあるものと捉え、自らのネットとの関わりについて真剣に向き合えるようにすることと、保護者の理解をさらに深めて家庭と連携した情報モラル教育を展開していくことである。」と回答しました。次に、「通学路の脇に管理不全空き家等があったときの対応について伺う」という質問をいただきました。これに対し、「通学の安全点検については、各校から報告いただき、合同の通学路安全推進会議において、通学路合同点検の打ち合わせ会議や現地での合同点検を実施し、通学路の情報を共有しながら対応している。管理不全等のいわゆる『危険空き家』については、担当課において必要なものについては、管理者所有者を確認し、指導助言を行っている。中でも緊急性のあるものについては速やかに応急措置を講じている。児童生徒に対しては、登下校時における安全指導を行うとともに、子ども自らの判断で危険を察知、回避する力を身につけていけるよう指導を行っていく。」と回答しました。

最後に、佐藤悦子議員から「旧萩野小学校跡地に避難所などに活用できる集会所を作るべきではないか。跡地をどのように利活用するのか。」という質問がありました。これに対し、「旧萩野小学校跡地の利活用については、『萩野小学校跡地利用検討委員会』より、要望書をいただいている。地域の要望を受けて残した一部の建物の利活用を含め、現在も地域で継続して協議を行っている。避難所などに活用できる集会所の整備に関しましては、近接する萩野児童センターが指定避難所になっており、また、集会所としては萩野地区多目的研修センターがあることから、当該跡地に類似の施設を設置する考えはない。今後も地域の跡地利用検討委員会と合意形成を図りながら跡地の利活用を進めて参りたい。」と回答しました。続いて、「市内中学校の校則について、子どもの意見を聞いてみんなが納得できるような内容に見直しをするべきではないか。」という質問をいただきました。これに対し、「校則の見直しについては、先の文部科学省の有識者会議において、生徒指導の手引きとなる『生徒指導提要』の改定案がまとめられており、その中にも校則の運用、見直しについても盛り込まれていた。本市においては、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえた現代版に変えていくよう、生徒の声を聞きながら校則見直しに取り組んでいる。ある学校では、『生活のきまり』を生徒主体で全面改定している。生徒総会でアンケートをとったところ、100以上の要望が挙げられた。その要望を生徒会でまとめ、学校と協議して改定した。また、ある学校では、制服の着用について性別で固定することなく多様性を認めていくよう生徒会が校則の見直しを求めて発案し、変更された。このような生徒が主体となった各校の取り組みは、学校間で情報共有されているので、今後、自分たちの学校生活をよりよくするためのルールを創り出す活動が、主権者教育の一環として進んでいくものと考えている。」と回答しました。最後に、「2023年度から文科省は生命の安全教育を本格実施する予定だが、性犯罪や性暴力対策の一環であり、性教育としては不足している。本市でも包括的性教育として子どもの年齢・発達に即した体の権利教育という視点で補足説明することが必要ではないか。」という質問をいただきました。これに対し、「国の動きとしては、令和2年6月に政府の『性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議』において、『性犯罪・性暴力対策強化の方針』が決定された。この方針を踏まえ、全国の学校において、『生命の安全教育』を推進していくことになった。令和5年度からの本格実施に向け、文部科学省と内閣府が連携し、その教材や指導の手引きが作成されている。市内の学校においては、学習指導要領に基づき小学校は体育の保健の授業の中で、中学校は保健体育の保健分野の中で、心身の機能の発達や性感染症とその予防について学習している。また、性的な発達の適応等について、養護教諭から発達段階に応

じて指導を行っている。さらに、道徳や学級活動の中で、自分や他人の気持ちや命を大切にすることについて考える授業を行っている。性犯罪については SNS を通じた被害も多いことから、スマホやタブレット等の使い方から各校で指導を行っている。今後は、『性犯罪・性暴力対策の強化方針』について教職員に十分周知するとともに、生命の安全教育のための教材及び手引き等も活用しながら、性犯罪・性暴力の被害者だけではなく、加害者・傍観者にもならないための教育を、児童生徒の発達段階に応じて行っていく。」と回答しました。以上、私の報告であります。皆様から何かご質問ございませんか。

(教育長) ただいまの説明について質問があればお願いします。

(委員) 質問なし

6. 議事

議案第 48 号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

議案第 49 号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

議案第 50 号 令和 4 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について

議案第 51 号 新庄市横根山運動広場の廃止について

議案第 52 号 新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第 53 号 新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第 48 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 48 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。こちらについては、市議会 9 月定例会に契約議案を上程する必要があり臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。本案につきましては、条件付き一般競争入札に付した「明倫学園建物周辺外構工事」にかかる請負契約を締結するにあたり、定例会初日の 9 月 9 日に提案し、当日、議会の議決をいただいたところでございます。契約の内容につきましては、工事名は「明倫学園建物周辺外構工事」、工期は令和 4 年 9 月 12 日から令和 5 年 7 月 31 日まで、契約金額は 2 億 3,485 万円、契約の相手方は沼田建設株式会社であります。工事の内容でございますが、通路駐車場舗装 8,213 平方メートル、あそびの広場整備 1,493 平方メートル、テニスコート工、その他附帯工などとなっております。明倫学園につきましては、並行してグラウンド整備工事、旧明倫中学校解体工事も進めております。工事にあたりましては、引き続き学校行事の日程なども考慮し、安全面に十分に配慮しながら進めてまいります。以上、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 48 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」は提案の通り承認されました。

(教育長) 次に、議案第 49 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 49 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。こちらについても、市議会 9 月定例会に契約議案を上程する必要があり臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。本案につきましては、作業を進めております「旧明倫中学校解体工事」の請負契約につきまして契約内容を変更する必要が生じたため、定例会最終日の 9 月 26 日に追加提案し、議会の議決をいただいたところでございます。変更の内容につきましては、契約金額を 275 万 3,300 円増額いたしまして、2 億 9,975 万 3,300 円 とするものであります。この契約金額の増額につきましては、足場経費の見直しや産業廃棄物の減少などにより減額する項目もございますが、施工業者の調査により新たにアスベストの含有が確認された建材等の除去費用、地下埋設物数量の増加などにより、工事費全体としては増額するものでございます。なお、解体後は、明倫学園のテニスコートや駐車場などを整備する計画となっております。引き続き、安全面に十分に配慮しながら解体工事を進めてまいります。以上、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 49 号「契約の締結に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 50 号「令和 4 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 50 号「令和 4 年度 9 月補正予算に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。こちらについても、市議会 9 月定例会に補正予算を上程する必要があり、臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。9 月補正予算(第 5 号)でございますが、こちらにつきましては、一般会計全体におきまして、歳入歳出それぞれ 2 億 2,769 万 5 千円を追加いたしまして、本年度の予算総額を 194 億 8,930 万 8 千円とするものでございます。定例会初日の 9 月 9 日に提案し、最終日の 9 月 26 日に議会の議決により成立しているところでございます。なお、教育費につきましては、歳入合計が 1,710 万 5 千円の減額、歳出合計が 148 万 1 千円の増額でございます。各課の内容につきましては各課長よりご説明させていただきます。最初に教育総務課でございます。債務負担行為補正につきましては、2 カ年事業で実施しております明倫学園建物周辺外構工事の事業費について、350 万円増額しております。こちらについては、当初、工事の施工監理業務を職員が直接行う予定でありましたが、職員配置が難しい状況であることから、業務委託により行うため、増額するものでございます。歳入の補正はございません。歳出につきましては、全体的に、人事異動等に伴う職員給与費、会計年度任用職員報酬・手当の補正を行っております。小学校の修繕料につきましては、大きなところでは、新庄小学校グラウンド排水路修繕につ

いては、大雨の際にグラウンド排水が不良であるため、暗渠排水管を増設し、グラウンド整地の土盛りを行うものでございます。日新小学校厨房用送風機及び排風機モーター修繕については、給食室の換気効率が悪いとためモーター交換を行い、吸排気能力の向上を図るものでございます。そのほか、FF式石油暖房機交換修繕、漏水修繕、緊急修繕などのための増額でございます。委託料については、新庄小学校と旧萩野小学校跡地の樹木伐採、旧泉田小学校跡地の掲示板の撤去費用でございます。備品購入費は、萩野学園の児童生徒用の机・椅子について、物品価格の高騰の影響により入札不落札が発生しましたので、不足額を増額するものでございます。私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

(学校教育課) 学校教育課について、ご説明申し上げます。歳入につきましては、山形県市町村総合交付金、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金について補正要求をいたしました。続いて歳出につきましては、会計年度職員の職員報酬について単価に変化がございましたので補正させていただきます。また、教育指導費における研修負担金については、発達障がい等の検査と、その検査員としての資格を取るための研修費として負担金の補正を行っております。学校保健費の修繕料でございますが、こちらについては、給食関係の給食機器の修繕として補正を行っております。学校教育課については以上でございます。よろしくお願いたします。

(社会教育課) 社会教育課について、ご説明申し上げます。はじめに債務負担行為補正でございます。当初、令和4年度内での工事の予定をしておりましたふるさと歴史センターの空調設備につきまして、設計について再積算したところ、昨今のウクライナ情勢等の影響により資材確保が困難な状況にあり、空調機自体がオーダーメイドであることから、納品まで時間がかかるため、2カ年にわたる工事が必要であると判断し、令和4・5年度の2カ年における事業として債務負担行為を設定させていただきました。続きまして、歳入についてでございます。はじめに、教育債について、先ほど申し上げましたふるさと歴史センターの設備改修のための社会教育施設改修事業債でございますが、2カ年にわたる事業としたため、今年度分から来年度に係る分について減額するものでございます。続いて、歳出につきましては、職員給与及び会計年度任用職員の報酬について補正を行っております。そのほか主なところについて説明させていただきます。公民館費における工事請負費について、今年度八向地区公民館を旧本合海児童センターに移転し、その後の現在の八向地区公民館を解体処分するための工事費として補正要求をおこなったものでございます。続きまして市民文化会館費でございます。こちらの修繕につきましては、真空ヒーター熱交換器交換修繕であり、空調のためのボイラーに水漏れが発生したことによりまして、その修繕を行うものでございます。次に文化財保護費でございます。こちらの修繕につきましては、新庄藩主戸沢家墓所7号棟屋根修繕でございます。7号棟は桂嶽寺にあり、木羽葺きの屋根となっておりますが、周辺に植生している樹木から屋根に落ち葉や水滴などが落ちたことによりまして、その修繕を行うものでございます。この状況を文化庁に確認していただいたところ、破損した箇所について、仮屋根をかぶせる形で応急措置をした方がいいという指導がありましたので、そのような形で修繕するための費用でございます。次に、ふるさと歴史センター費でございます。こちらの工事請負費について、空調設備改修工事を2カ年にわたる事業に変更したため、来年度に関わる部分について減額させていただいたものでございます。続きまして負担金でございます。新庄開府400年記念事業実行委員会負担金でございますけれども、今村翔吾先生のまつり旅の事業の周知のためのホームページ作成や、新庄の四季

の素材映像を撮るための委託料により不足しましたので補正させていただいたところでございます。次に、社会体育費の中の普通旅費でございます。81万3,820円の増額でございますが、こちらにつきましては、台湾と日本の教育交流20周年記念事業ということで、台湾の方から新庄市に対して、台湾で行う事業に招待をいただいたため、そちらに出席するために計上したものでございます。この日台教育交流20周年記念事業におきまして、新庄市から3名出席予定でございますが、県内からの出席は新庄市のみであり、全国合わせて50名ほどの招待の中でお声がけをいただきましたので旅費を計上したところでございます。次に、体育施設費でございます。市民球場については室内練習場のLEDの照明の交換修繕でございます。また、市体育館の器材庫について、大屋根の部分から落ちてきた雪庇等により屋根がへこんでおり、倉庫の中に雨漏り等が発生しているため、その部分の修繕費として補正を行っております。なお、こちらにつきましては雪害対応のため全額保険対象となるものでありますが、約180万の金額を計上したところでございます。社会教育課からの説明は以上でございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第50号「令和4年度9月補正に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第51号「新庄市横根山運動広場の廃止について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第51号「新庄市横根山運動広場の廃止について」ご説明申し上げます。新庄市横根山運動広場につきましては、横根山工業団地内企業の方々の健康を維持・増進や余暇活動など、福利厚生のためとともに、広く市民の方々にも利用していただくことができるよう、昭和63年に市教育委員会が、横根山工業団地内の緑地に屋外体育施設として設置したものであります。この屋外施設について、ここ10数年来、使用団体や使用者が少ない状況であり、工業団地内全企業及び近年の使用団体、使用者から施設の今後の使用等について聴取したところ、近隣の他施設などの使用が可能であり、仮に施設を廃止するとしても異議はないという意見を鑑み、令和4年度末、令和5年3月31日をもって施設を廃止したいと考えております。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定に基づき、新庄市横根山運動広場を廃止することについて、教育委員の皆様のご承認を求めるものでございます。以上で議案第51号の説明を終わります。ご承認のほどよろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 51 号「新庄市横根山運動広場の廃止について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 52 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 52 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明申し上げます。新庄市八向地区公民館につきましては、令和 3 年度末で廃止されました旧本合海児童センターを活用し、移転することが市議会令和 4 年 3 月定例会において議決されており、その施行日を教育委員会規則で定める日とし、当該施設は公民館として使用するために必要な改修を施しているところでございます。このたび改修工事が完了し施設を供用開始することができることから、新庄市八向地区公民館を移転することに伴い、設置する期日を定めるものであります。新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日は、令和 4 年 10 月 1 日でございます。議案第 52 号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 52 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」は提案の通り承認されました。

(教育長) 次に、議案第 53 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 53 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。新庄市八向地区公民館移転に伴い、従前の地区公民館において使用していた設備が不要となることから、必要な改正を行うものでございます。不要となる設備につきましては、従前の地区公民館で使用しておりました暖房設備の石油ファンヒーター大小各 1 台でございます。移転後の八向地区公民館においては冷暖房設備が設置されており、条例においても使用料について設定しております。そのため、従前の地区公民館で使用していた暖房設備が不要となるため、必要な改正を行うものであり、この規則の施行日は、移転後の八向地区公民館の設置日である令和 4 年 10 月 1 日でございます。議案第 53 号の説明は以上でございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 53 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 42 分、9 月の定例教育委員会を閉会する。

10 月定例教育委員会を、10 月 21 日 (金) 午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____